経営強化指導計画

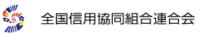
(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)

≪ダイジェスト版≫

平成24年6月



全国信用協同組合連合会



1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会は、山梨県民信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、同信用組合が安定かつ円滑な資金供給を行うために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として平成21年9月に金融機能強化法を活用することによりまして、山梨県民信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

しかしながら、山梨県内の経済情勢が依然として厳しい状況下にあり、山梨県民信用組合に つきましては、引き続き、安定かつ円滑な資金供給体制の維持・強化が求められております。

当会といたしましては、今後も山梨県民信用組合が充実した金融仲介機能を発揮することができるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前計画の総括

当会では、平成21年4月から平成24年3月までの3ヵ年において、前経営強化指導計画に基づき、当組合の前経営強化計画達成に向けた取組みへの指導を行ってまいりました。

しかしながら、ヒアリング等を通じて把握・検証した内容について、その後の助言・指導等にかかる、当会内部での議論・実践が不十分であったため、より深度ある要因の検証・分析に至らず、改善に向けた提案・経営指導が徹底を欠くこととなりました。

こうした問題を解決するため、より詳細なヒアリングを実施し実態把握・検証を強化する中で、経営強化計画との乖離が生じた際は、当会も共に知恵を出し課題の解決に繋げてまいります。また、把握した情報、指導内容等につきましては、当会役員・担当者間での双方向の議論を通じて、より深度ある検証に繋げるとともに、その後の提案・指導対応に反映し、実効性の向上を図ります。

これらの取組みを通じて、各施策の円滑な履行に繋げ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

山

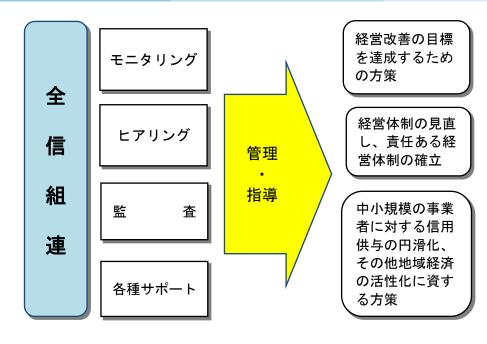


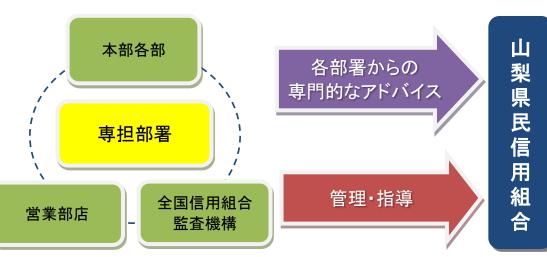
3. 経営指導方針

- (1) 山梨県民信用組合が実施する中小規模事業 者への金融円滑化や地域経済の活性化への取り 組みについて、適時・適切に指導いたします。
- (2) 山梨県民信用組合が経営強化計画に沿って 確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資 の返済が計画どおりなされるよう、最大限の指 導いたします。

4. 指導体制の強化

- (1) 本部の指導専担部署の体制を強化し、きめ 細かな管理・指導を実施いたします。
- (2) 指導専担部署のコーディネートのもと、各専門部署(本部各部署)による多方面からの検証と、活発なアドバイスを実施いたします。





5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

・履行状況報告等を通じて進捗状況の管理と指導を実施いたします。

②モニタリング、協議、ヒアリング

・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導を実施いたします。 定期的な「トップとの協議」、「月次ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」、「出向者協議会」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

・ 全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けたアドバイスを実施いたします。

④計画達成に必要な措置

- ・ 役員(代表権のある常務理事)の派遣の継続等、人的支援を実施いたします。
- ・ 外部人材・機関を活用した取引先の再生支援への取組みをサポートしてまいります。
- ・資金運用・リスク管理の強化に向け、有価証券、ALM等に関するサポートを行ってまいります。



6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1)信託受益権の額

劣後受益権 128億円

(2)算定根拠

山梨県民信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額。

(3)内容

1 信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 信託設定時元本	128億円
4 劣後配当の方法	・実績配当(非累積)
	・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額
	①優先受益権配当
	②信託借入金利息
	③優先受益権配当準備金積立金
	④信託借入金元本返済金
5 信託設定日	2009年9月30日
6 受益権譲渡日	2009年9月30日
7 信託期間	25年(延長可能)
8 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権
	元本の割合に応じた数とする



金融機能強化法を活用したスキーム(信託方式)

